

岩手県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
ほそかわ小児科クリニック	二戸市福岡字長嶺28番地18号	精神通院医療	平成30年6月1日
すがわら薬局	二戸市福岡字長嶺24番地20号	精神通院医療	〃
あおば薬局	花巻市東宮野目第13地割124番地4	精神通院医療	平成30年6月4日
医療法人ながの盛岡ながの 脳神経・歯科クリニック	盛岡市津志田16地割17番地2	精神通院医療	平成30年7月1日
木の実薬局	盛岡市津志田中央三丁目7番8号	精神通院医療	〃
ほうもんかんごイスト盛岡	盛岡市門一丁目5番40号	精神通院医療	〃
黄川田薬局	陸前高田市高田町字太田65番地（T512-4）	精神通院医療	〃